



発行所 大阪府農業会議
大阪市中央区農人橋2-1-33
JAバンク大阪信連事務センター3階
電話 直通 06(6941)2701~2
http://www.agri-osaka.or.jp
発行人 中谷 清

年金の
お受け取りは
JAで

JAバンク大阪(JA/信連)

JAバンク大阪へ 検索

主な記事

- ◎800号特集企画
「平成をふり返る」
- 第1部……4〜8面
- 第2部……9〜13面

都市農地保全に向け制度周知、 政策提案に重点

31年度事業計画を承認 143回臨時総会

農業会議は3月15日、大阪市内・シティプラザ大阪で第143回臨時総会を開き、平成31年度事業計画及び収支予算等、6議案が承認された。
総会には来賓として大阪府環境農林水産部高橋農政室長らが臨席。会員99人全員(書面表決者及び表決委任者含む)が出席した。



中谷会長は農委活動の強化を呼びかけた

中谷会長は冒頭のあいさつで、今国会に提出された農地中間管理事業法関連法案では、「人・農地プランの実質化」など、これまで軽視されがちであった地域の主体的な取り組みを重視する動きが見られ、あわせて農業委員会の役割が明確にされていることに言及。
農業委員会には、農業者の意向把握と「人・農地プラン」等の地域の話し合い活動の積極的な推進など、この法

案で明記される役割を実践していくことが強く求められていると強調した。

また、府内では、各市町村が都市農業振興基本計画を策定するとともに、地域の実情を踏まえた農業政策が実現されるよう、農委としても地域の話し合いを通じて農業者や地域の声を汲み上げ、政策提案を行うことがますます重要になっているとした。

さらに、改正生産緑地法や都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行を受け、こうした都市農地保全のための法制度、税制改正について農業者への周知を徹底し、「特定生産緑地」の指定を促進していくことも大きな

島本町 特定市以外で新たに生緑

島本町は4月1日、生産緑地地区の決定を告示。三大都市圏の特定市以外の地域の生産緑地15地区、約1.83万haが誕生した。

同町農委(大西義雄会長)では一昨年10月、生産緑地制度の導入について農委法に基づく意見書を提出していた。

(田村)

課題となつていると呼び掛けた。

30補正予算、31予算を決議

議事では、30年度収支予算補正、31年度事業計画・収支予算設定等について審議され、いずれも原案どおり承認。事業計画では、農地利用最適化に向けた取り組みの支援、大阪農業を担う担い手・人材確保、都市農業振興に向けた政策提案活動の推進、会員組織等との連携強化に重点を置いた。事業計画と収支予算は3月29日付けで農委法に基づき府知事認可を受けた。

また、総会終了後に農業委員会会長・農業会議会員等合同研修会を開いた(2面に関連記事)。

(沼田)

風速計

「平成の大阪」
(光村推古書院)
という写真集を手にした。30年の間移り変わる大阪の街の姿が描かれて

いる◆平成の幕開けは、甲旗が掲げられた大阪城天守閣の写真から始まる(H26)。地価の高騰する吹田市江坂地区や大阪市福島区の街並み(H2)。当時「狂乱地価」とも呼ばれたが、翌年から下落に転じた。花博への入場者数は2312万人(H2)。関係者は万博後の消費拡大に尽力した◆大阪球場解体(H10)などの一方、関空(H6)、あべのハルカス(H26)などといった大阪の「顔」が相次いで登場した◆忘れてはいけないのが災害の教訓。阪神・淡路大震災で、新大阪駅から被災地へ向かう人たちの姿が印象深い(H7)◆いよいよ「令和」がはじまる。この間、人口減少・高齢化進行と社会は大きく様変わりし、都市農業への期待も高まった。そんな期待に込め得る時代にした。 (北川)

最適化は将来の農地利用の検討

(一社)全国農業会議所事務局長 伊藤 嘉朗 氏

農業会議は臨時総会終了後、「農業委員会会長・農業会議会
員合同研修会」を開催。全国農業会議所の伊藤嘉朗事務局長が
「農業委員会組織・制度をめぐる情勢と農地利用最適化の取り
組みの強化について」と題して、農業委員会が取り組むべき
事項等について説明した。



農地利用の最適化の基礎は、現場での地道な活動であると強調

伊藤局長は、昨年10月に全農
業委員会が新体制に移行したこ
とに伴う、委員数の推移など全
国の組織変更の動きを紹介。改
正法施行から3年が経過した時
点の取り組み状況を振り返り、
組織変更はあくまで通過点であ
り、取り組みの強化と成果が求
められていることを強調した。

続いて、最重要課題である
「農地利用の最適化」について
は、「農地の権利移動・許認可
が現在の農地管理の話なら、農
地利用の最適化は、未来の農地

管理の話である」と説明。進め
方として、農地パトロールや戸
別訪問、話し合い活動など現場
活動の蓄積に基づくモデルを示
した。

また、都市においても農地保
全は重要な課題であるとして、
改正生産緑地法や都市農地の貸
借の円滑化に関する法律など都
市農地保全のための諸制度を活
用するための情報提供活動を進
めてもらいたい、とした。

今年の2月に閣議決定された
農地中間管理事業法の一部を改
正する法律で農委の役割が明確
化されたことにも言及し、これ
を踏まえ、「農地利用の最適化
の重点事項は、いま使われてい
る農地を、将来に向けて、使え
る人に繋ぐことである」と述べ
た。

終わりに、農業委員会組織の
基本的なスタンスとして、重要
なことは、強い推進力を結集し

た取り組みを強化することだと
し、今回の「改革」が「改善」
にならないよう現場で地道な成
果を挙げていくことを求め、講
演は幕を閉じた。

全国農業新聞普及推進を依頼

研修会では、あわせて農業委
員会が取り組む情報提供活動の

生緑等研修会各地で

3月から4月にかけて農業会
議が出席した研修会は次のとお
り(①開催日、②開催場所)。

- JA大阪中河内(西川喜清組
合長)
- ①3月1、4、6、7、11日、
②孔舎衛支店、松原菅農セン
ター、本店、東大阪衣摺菅農
購買所、堅下支店
- 摂津市・JA北大阪
①3月4、12、24日、②東支
店、南支店、市立新島飼公民館

中核として位置づける全国農業
新聞の普及推進を依頼。
農業委員・農地利用最適化推
進委員の皆購読の徹底ととも
に、委員1人につき2部以上新
規申込の確保、委員数の5倍以
上の部数達成について、各市町
村農業委員会の取り組みを強化
するよう求めた。(沼田)

○JA北河内(中木福義組合
長)

- ①3月22、25、26日、②寝屋川
市民会館、香里支店、交野中
央支店、磐船支店、星田支店
- 守口市農委(西口誠一会長)
- ①3月27日、②同市役所
- 堺市農委(田中宏会長)
- ①3月27日、②同市役所
- 河内長野市農委(中谷勉会
長)
- ①4月1日、②同市役所
- 岬町農委(下出忠会長)
- ①4月8日、②同町役場

31年度 農業会議事業計画の概要

大阪府農業会議は、農業委員
会が都市農業振興基本法を根拠
とした「大阪型農地利用の最適
化」をはじめ、農地情報の収
集・提供、担い手の育成・確保
に取り組めるよう、引き続き助

言・協力機能を強化していくこ
とが強く求められている。

このため、平成30年度事業計
画では、①農地利用最適化に向
けた取り組みの支援、②大阪農
業を担う担い手・人材確保、③

都市農業振興に向けた政策提案
活動の推進、④会員組織等との
連携強化の4点を取り組みの
重点にすえた。

農地利用最適化に関しては、
農地中間管理事業見直しにおけ
る農委の役割が法令で明確化さ
れることを踏まえ、農業者の意
向把握や「人・農地プラン」等

地域の話し合い活動を推進する
ための支援を行う。

また、改正生産緑地法及び
「都市農地の貸借の円滑化に関
する法律」について、農委等を
通じて農業者に周知徹底する。

その際、農委がJA及び農
政・都市計画担当部局と連携し
た取り組みを進めることができ

るよう、助言・協力を行う。
政府における「食料・農業・
農村基本計画」の見直しが予定
されるなか、地域の実情を踏ま
えた農業政策が実現されるよ
う、農委が行う地域での話し合
い活動を通じて農業者・地域の
声をくみあげ、政策提案を行
う。(北川)

最適化指針策定17市町村

最適化等取組状況(3月末)

農業会議は、「大阪型農地利用の最適化」に関する府内農業委員会の3月末時点の取組状況(2月号で1月時点を掲載)について、農委事務局を通じて府内市町村の対応状況を取りまとめた。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定については、1月時点で策定済みの13市町村(31%)に加え、高石市、熊取町、岬町、岸和田市が新たに策定したため、17市町村(40%)となった。

20市が生産面積要件緩和

特定受付7市で開始

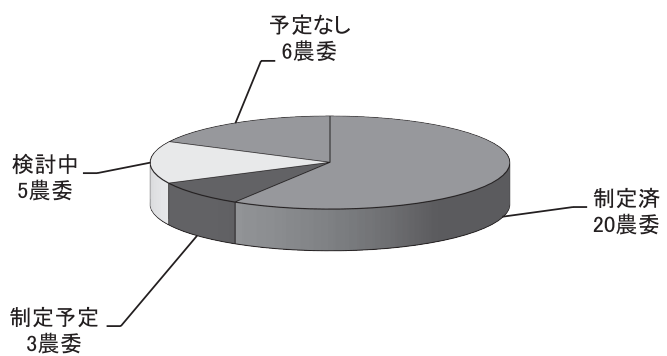
生産緑地の面積要件の緩和に関する条例については、1月時点で制定済みの13市町村(38%・注)に加え、池田市、泉大津市、岸和田市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、八尾市が条例を制定し20市町村(59%・注)が制定済みとなった。

特定生産緑地指定受付は、前年度から受付を行っている高石市に加え、吹田市、摂津市、枚

方市、寝屋川市、大阪市、堺市が4月から受付を開始。計7市町村(21%・注)となった。

(注)母数は生産緑地制度導入の34市町村(沼田)

図 生産緑地の面積要件の緩和に関する条例の制定状況 (34農委)



府内農業者と意見交換

近畿農政局大阪府拠点

農林水産省近畿農政局は2月28日、大阪市内で府内の農業者との意見交換会を開催した。本会議には、大阪府農業法人協会・藤田善敬会長はじめ大阪府農業経営者会議・中筋秀樹会長など7人の農業者のほか、関係機関として府農政室推進課、JA大阪中央会、大阪府農業会議が出席。農水省からは、阿部勲近畿農政局次長(現、近畿農政局長)、大阪府拠点の中山直子

地方参事官をはじめ関係の担当官が出席した。

冒頭、阿部次長は「国は農業の継続性と成長産業化をめざして取り組んでいるが、施策が農業者に十分周知できているのかとの思いがある。この機会に、活発な意見・要望を寄せてほしい」とあいさつした。

意見交換では、最初に農政局の担当官から国の農林水産予算の概要について説明があり、その後、出席した農業者が意見を述べた。

農業者からは、現在試行錯誤しながらGAPや外国人雇用に取り組んでいることや、新規参入の場合、条件の良い農地の確保が難しく、倉庫付住居の物件もほとんど無いといった悩みが聞かれた。

また、昨年の台風被害を受けたハウスの再建や農業の人材確保への支援や都市農業者向けの事業メニューの創設などの要望のほか、天下の台所を自負する大阪ならではの全国一の農産物の品評会の開催や、大阪産(もん)の知名度アップのため、現

在の11月3日の大阪産の日を、3の付く日は全て大阪産の日に拡大してはといった意見も出た。

農政局からは、新規就農者に対する地域でのサポート体制の整備や、農業PRのために農政局が行っている一般の大学や高校等への出前講座への農業者の参加協力の要請があった。

最後に、国の施策に現場の声を反映するため、今後ともこのような機会を設けることを申し合わせて意見交換会を縮めた。(光崎)

月間農政ファイル

2・21～4・18

3・7 農水省は、2018年度食料・農業・農村白書の骨子案を公表。特集には、スマート農業と農福連携に加え、「18年度に多発した自然災害からの復旧・復興」を追加している。

3・28 財務省は、EUとの経済連携協定(EP A)発行後初となる2月の貿易統計を発表。豚肉輸入量が8万1695ト(前年同月比約20%増)、ワインが1440万ℓ(同比約42%増)など関税低下、撤廃の影響が顕著に現われた。

4・18 衆議院農林水産委員会は、農地中間管理機構見直し法案を賛成多数で可決。人・農地プランの実質化に向けた話し合いへの農業委員会委員の参画などが盛り込まれた。

4・18 参議院農林水産委員会は、農業用ため池管理保全法案を全会一致で可決。ため池の所有者に対し都道府県への届け出を義務付け、都道府県は決壊した時に大きな被害をもたらす恐れのあるため池を指定す

800号特集企画

平成をふり返る

大阪農業時報は昭和27年1月1日に農業委員会大阪府協議会(池辺由太郎会長・後に大阪府農業委員会と統合して大阪府農業会議)が創刊して以来、約70年の歳月を経て第800号の発行を迎えた。

池辺会長は「これによつて農業委員会相互の連絡意志伝達に資せんとするもの」と創刊の辞を述べ、現在まで使用している「大阪農業時報」の題字を執筆した赤間文三知事は「時代の要請を正しく認識され農業委員会のよき連絡機関として又活動促進の源泉として農業発展のため益々活躍あらんことを切望する」とした。

昭和から平成、そして平成から令和へと時代が移る。本企画では、第1部で農業会議に縁の深い方々の「平成の大阪農業」に関する思い出や出来事を伺い、第2部で当時の紙面と共に平成の31年間をふり返る。

平成の31年間を振り返って

大阪府農業会議
会長 中谷 清

大阪農業時報が発刊から800号を迎えた。改めて過去の合冊本を紐解いてみると、隔世の感がある記事もあれば、年月日を変えれば現在にも通ずると言える見出しもある。前者は米の供出や農地改革にまつわる紛争、後者は税制改正要望や農業政策とそれに関する要望などである。

時報は、しかし、その時々の農政の流れや大阪農業を映し、政策や制度改革の必要を訴えるものとして編まれてきた。全国の動きを報じていたと言うよりは、農業者、地域の声、大阪府



や市町村、JAなど関係機関、団体の対応を紹介してきたと言った方が正確だ。

私は幼い頃から母の背中を見て田畑を耕し、また半生余りをJAマンとして微力ながら大阪農業の振興に関わってきた。今回、平成になってからの農業時報を読み返し、改めて当時の出来事が次々と鮮明に蘇った。

平成の幕開けは、ベルリンの壁の崩壊に象徴される東西冷戦の終結であり、国内では日米構造協議の開始、消費税の導入だった。それに続いて牛肉、オレンジの自由化、平成4年には宅地並み課税完全実施、そして平成5年に米の大凶作で米の緊急輸入が行われたことが印象深い。輸入されたタイ米が密かに捨てられるという悲しい事件は、戦前、戦後の貧しい時代に育った私には考えられなかった。

平成の時代を一言で言うなら「農政の一大転換」ではないか。そのきっかけは平成4年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」である。「新政策」と呼ばれたこの背景にはガット・ウルグアイ・ラウンドの貿易交渉が存在した。

転換の二つ目は平成11年の「食料・農業・農村基本法」制定だ。この背景にはWTOの包括的な貿易交渉があった。日本農業はこれまでこうした貿易交渉に揺さぶられ、これに対処するかのように政策の方向性が決定されてきた。

他方、農地制度は、規制改革会議、地方分権推進会議に翻弄されることとなる。

平成21年は、農地法の大改正で始まった。解除条件

付きではあったが、一般法人の農地の貸借が全国で可能となった。民主党に政権が移り「戸別所得補償制度」が導入され、平成24年には自民党が政権復帰し翌年の25年には、「経営所得安定制度」に移行した。また、青年就農給付金(後に農業次世代人材投資事業)が開始され、農地中間管理機構関連二法が成立した。

平成27年には待望の都市農業振興基本法が成立。平成28年には「農家の所得を増大させる」ことを目的に改正JA、農委法が施行。29年には改正生産緑地法が、そして30年には都市農地の貸借円滑化法が成立した。

激動とも言える平成の時代に農業時報が農家の思いや地域の声をすくい取れたかは心許ないが、31年間を振り返るこの試みが、来る新時代への序章に繋がれば幸いである。

創刊の辞

農業委員会大阪府協議会長 池辺由太郎

昭和27年1月1日発行の創刊号

農委組織における情報活動の意義

一般社団法人全国農業会議所
専務理事 柚木 茂夫

度と農地の
利用集積を
中心とした

昭和30年代、高度経済成長の中で日本の農業構造が大きな変化を始め、現在も構造的な変革の局面の中にある。

平成の時代は、認定農業者制



本格的な農業構造政策で幕を開け、11年には食料・農業・農村基本計画が制定された。その後、貿易の自由化とともに農業の成長産業化を標榜した規制改革推進会議や特区による農業改革の荒波が押し寄せてきた。新たな「令和」の時代、改めて、足下の農業・農村に目を向け、その実態をしっかりと捉え認

平成の大府農政を振り返って

元府環境農林水産部長
元大阪府みどり公社理事長

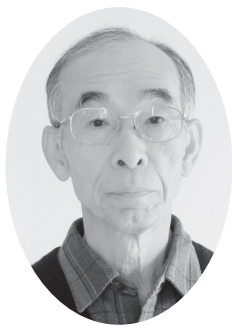
木谷 篤孝

点で施策目
的が共通し
ていたから

私は、平成3年5月から平成10年10月まで、環境・農林水産行政に従事した。最大の思い出は、当時の行政改革の嵐の中で、農林水産部を存続させるため、平成10年4月に環境保険部環境局との組織統合を図ったことである。

それは、農林水産行政と環境

行政は、大阪の豊かで快適な環境の保全・創造をめざすという



平成20年には、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」が施行された。私の大学の恩師は、戦後、大阪府農地部の嘱託として農地改革を指導された方であったが、この年に私はみどり公社に移り、先生の遺志を継いで、大

識を共有した農政の展開が求められる。

「農業委員会等に関する法律」

において「農業一般に関する調査及び情報の提供」を農業委員会組織の業務に位置づけている。農委組織として魅力ある農業・農村の再構築に向けた情報活動をさらに強化していく必要がある。組織紙「全国農業新聞」とともに大阪農業時報のさらなる発展を期待したい。

阪の農地保全の仕事に関わるこ

とができたのは望外の喜びであ

った。

平成の御代が変わっても、後世に豊かで快適な大阪が引き継がれるよう、農地の保全が図られることを願っている。

都市政策の変化に揺れ動いた都市農業

農政ジャーナリスト
榊田 みどり

平成時代は、大きく揺れ動く都市政策に、否応なく都市農業者が巻き込まれた30年だった。



バブル期だった平成元年は、「地価高騰の原因は都市農地」という、都市農業バッシングが吹き荒れ、平成4年に生産緑地法が改正されて、政策・税制面でも市街化区域内農地の宅地化圧力が強化された。しかし、皮肉にもこの時すでにバブルは崩壊。その後、都市

空港連絡道路の用地業務に携わって=バブル経済と土地問題=

元大阪府広報長 山下 徹雄
元大阪府農業会議常任会議員

平成6年9月、関西国際空港が開港したが、私はこの空港の連絡道路等の用地取得業務に昭和62年4月から平成2年3月までの3年間携わった。折しもバブル経済の真っ只中にあり、地価は年々20%〜30%も高騰していて用地取得は暗礁に乗り上げていた。

私の役割は、地権者である農家の要望に応えるための営農や生活再建対策であった。代替農地の確保、施設栽培の導入、りんくうタウン

での機内食事業への参画、農場的工場の展開などの対策を提示し、実現に向けて日夜奔走した。その間、府はもとより地元市町、農業委員会、農協などのご協力もいただきようやく交渉を軌道に乗せることができた。そして出向期間を終え大阪府に復帰した翌年の平成3年、バブル経済が崩壊、社会全体に多くの悲劇を生むこととなった。私は強い喪失感に襲われると共に、この時ほど我が国の土地制度が内包する矛盾の大きさを痛感したことが無い。



が膨張から縮小へ向かい始めると、平成21年には都市政策の転換議論が始まり、平成27年に「都市農業振興基本法」が成立。「不要」と叩かれた都市農地が「保全すべき」と180度転換した。突然「振興」といわれてシラけている人も多いだらう。農家は100年スパン。短期間で変わる農政に付き合えない気持ち

しかし、「政策」あれば「対策」あり。直売所ブームで小規模農家の小銭稼ぎの場もできた。今後の土地相場が不透明な中、「農地として残す」新たな選択肢ができたと同向きにとらえて、今後の「対策」を考えてほしい。

課題多い都市部の農委活動 時報には参考となる具体例を

平成17年の農業委員就任以降、「平成」の時代の後半に農業委員会に身を置いてきた。

この間、農地制度、農業委員会制度に関する大きな法改正が相次ぎ、農業委員会が果たすべき業務・役割は質量ともに増大した。

「農地利用の最適化」が必須業務となり、担い手への利用集積が課題となっているが、条件のよい農地はわずかだ。さら



思い出深い農林水産業振興ビジョン策定

元府環境農林水産部長 大阪府市長会・町村長会事務局長 石川 晴久

「大阪農業時報」の創刊800号、誠におめでとうござ



います。私は平成29年3月末に環境農林水産部長を最後として37年間勤めた大阪府庁を退職いたしました。旧の農林水産部を含め農林部局での在籍が12年、財政課での農林水産部の予算担当をした年数を含めると、本当に長い間大阪府の農政に係

に、他府県と比べても大阪は基盤整備が進んでいない

泉南市農業委員会 会長 中野 吉次

という状況もある。

中心となる担い手がいる地域はよいが、そういった担い手がない地域がほとんどだ。

都市部特有の課題が山積している中、違反転用事案や増加の一途をたどる遊休農地への対応など、「法制度」と「現実」との格差に悩む農業委員会は少なくない。

農業時報が800号を迎えるということだが、都市近郊で遊休農地解消対策の実績をあげている地域の具体例など、農業委員会活動の参考となる情報の充実に期待する。

地産地消の加工品作りに早15年

見山の郷交流施設組合理事 岡 初美

30年間をふり返ると、その半分を地産地消の加工品作りに無我夢中で歩んできました。

私の住む茨木市の最北部に、14年10月、組合員のみで運営する農産物と加工品の販売所・見



山の郷がオープン。山々に囲まれ、ほっこりとした空間や四季折々の美しさを求め、多くの方々に来店して頂いています。地産地消にこだわり、平成の時代に生まれた加工品も少なくありません。山菜の摘み菜たっぷりの天ぷらうどんにドレッシング、赤しそサイダー、野菜ジュレ、見山あられ、米粉100%のパン、豆腐等々。特に「龍王みそ」は米、大豆

平成は農業経営の転換期

岸和田市農業委員 木下 良三

晴耕雨読で、農産物を出来た分だけ出荷していた昭和の時代を考えると、平成は農業経営の



旧ビジョンの改定という形は取りましたが、産業振興という観点にとどまらない、大阪の農林水産業の持つ多面的機能に着目した全く新たなビジョンを、部内のメンバーと一緒に作り上げられたことです。これまで支えていただきました皆様に、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

共に100%地場産で、年間14万仕込むナンバー1商品です。市内の全小学校で給食に使ってもらい、子ども達からも「おいしい！」と好評です。毎年「龍王みそ」の出前講座にも出かけ、現場で子ども達の楽しそうな顔を見ると力が入ります。

現在は世代交代もあり、客層も変わりつつある中、早15年が経ちました。恵まれた環境の中でスクスクと育つ農産物に感謝しつつ、「令和」の時代となるこれからも、新商品の開発に取り組んでいきたいと思っています。

転換期であったと感じる。

作目でいえば、私は、米の裏作で里芋、生姜などを作っていた親の代の経営から軟弱野菜中心に。周辺でもミカン、花農家は激減し、泉州地域では皆

都市農業改革に奔走

大阪府農業法人協会相談役
農園・杉五兵衛園主 堅島五兵衛

い時代。もちろん農水省と国交省との協議の場もなかった。まず、農水省に部署をつくり、国交省との協議の場をつ

がが自家用に作っていた水ナス農家が増加した。施設園芸が増えてきたのは平成10年頃から。契約栽培中心の農家が増えたのも大きな変化だ。昔、自分の野菜を売ってくれる店が1つで

平成のほとんどを都市農業に関する制度の改革に費やした。バブル期には地価が高騰。崩壊後も固定資産税はすぐには下がらず、農家所得の何倍にもなり、離農した農家も多数いた。当時は、都市農業は大事だと口で言う者はいたが、農水省に都市農業専門の部署すらな

とはいえ、振り返ってみると楽しいことが多かった。日中農民交流事業や「農の匠」の会、大阪府農業経営者会議などで多くの仲間に出会い、経営のヒントを得て、活かしてきた。農産物価格の低迷など厳しい情勢ではあるが、次の世代の農業経営者たちには、コミュニケーションと人脈を基本に「知恵と発想、創意工夫」を駆使して意欲的に頑張っていた

る事から始まった。農水省、国交省、財務省の官僚、また、国会議員、政務官、大臣との話し合いに数えきれないほど東京に通った。その中で多くの同志に出会うこともできた。平成28年5月、都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと変わった。都市農業は「都市の重要な産業」と位置づけられた。大きな成果だ。



農業時報800号発刊にあたって

元大阪府農業会議事務局長 浜田 隆志



在職当時、時報600号の作成に携わったことが思い出されます。歴代の事務局長に農政の経緯や農業の未来について語

生産緑地の貸借制度ができ、納税猶予を受けたまま貸借することも可能になったが、まだまだ先は長い。この後の都市農業をどうするかは次の世代に期待し、今一度、農家のおやじに徹しようか。

平成の都市農業と冤罪

元大阪府農業会議事務局参事 大前 雄司



大阪農業時報創刊800号おめでとございます。平成8年7月、堺市で学童に集団食中毒が発生。女子児童2

ていただいたこともありまして。一方、私自身も大阪府農業史をはじめ過去の書籍を読み返し、大阪農政の先駆的な取り組みや大阪農業の変遷を再認識できた良き機会でもありました。

昨日、統計疑惑や公文書の改ざんが問題視されていますが、過去の正確な歴史・統計や先人の知恵と努力を後世に伝えていくことは、地味な作業ですが非常に大切なことです。三国志における赤壁の戦いでは、諸葛孔明が加持祈祷により東風を呼び起こし曹操軍を打ち破ったとされていますが、現実

人が病原性大腸菌O157で死亡された。当時の菅直人厚生大臣は、感染源は『カイワレ大根』と記者会見。大阪府内のカイワレ農家は破産、家族離散するものが出るなど地獄だった。だが、冤罪であることがその後の裁判でも明確に証明された。

事件の2、3年後、スーパーで大阪産のカイワレ大根が売られていた。1パック10円!値段

この時期に3日ほど東風が吹くことを予想できたという説があり、説得力があります。日頃は業務に追われていても、節目には過去を振り返り、平成の委員会活動を総括・整理し、貴重な財産として未来へ傳道するべとすべきだと思えます。

最後に、最近では超高度情報社会が到来し、モノ、カネ、ヒトよりもAI、IOTやビッグデータなどが幅を利かせていますが、情報が水や食料より大切

倒的な優位性を発揮すべきと願っています。に怒りを覚え、涙が出そうになった。次男が金沢市で農業に従事している。元市長の山出氏は、「金沢は『学術文化都市』です。ものづくりを支えたい。芸術品のような農産物を作る農家の方々の手も泥まみれ。実に尊いものです。大阪も見習って。大阪市の本町で、大阪産(もん)料理の居酒屋を見つけた。しばし一献静かに傾けよう。

都市農業確立運動に挺身して

元大阪府農業会議審議役 今仲 明彦



農業会議での一番の思い出は、都市地域の農業・農地を守るため、大阪が「宅地並み課税」反対運動を先導し、農委・農協両組織が連携した全国運動

に盛り上げられたことです。当時、府内各地で反対集会や署名活動が行われ、宅地並み課税の減免措置やその後の「相続税納税猶予制度」の創設に繋がりました。平成時代になるとバブル経済・土地神話も崩壊し、平成4年には30年営農を義務付けた「改正生産緑地法」が施行され、27年には都市農業振興基本

『大阪農業時報』は平成の都市農業大転換を報じ続けた

元大阪府農業会議企画調査室長 和歌山大学名誉教授 橋本 卓爾

平成の幕開けは、大阪のような都市農業に激しい嵐が吹き荒れていた。東京発の「狂乱地価」を契機に土地問題が大きな社会問題となり、その打開策として再び都市農業の排除・都市農地の宅地化促進が叫ばれた。元年から3年にかけて「長期営農継続農地制度」等都市農業



を支えていた制度が廃止され、生産緑地法の改正により都市農地は「保全する農地」(生産緑地)と「宅地化する農地」に二分化された。

当時農業会議の職員であった私は、『時報』で都市農業を守るための記事に注力するとともに、改正生産緑地制度の説明会に駆けずり回っていた。あれから30年、都市農業は残念ながら著しく縮小・後退した。しかし、平成が幕を閉じる直前に画期的な動きがあった。平成27年に制定された「都市農業振興基本法」である。やっと都市農業の価値、機能・役割が認知された。まさに、「平成の

法」の制定、生産緑地法の再改正などが行われ、大阪農業にとって悲願の都市農業確立運動も一段落した感がします。農委制度は最近の農政改革のもとで、農業委員の公選制の廃止、農業会議の社団法人化など変化がなされ、耕作放棄地の解消・農地利用の集積など、農地利用の最適化推進の困難な課題への対応が求められています。新時代を迎え、農業委員会・農業会議のご活躍を期待いたします。

800号記念に寄せて

元大阪府農業会議農政課主幹 4版8頁、1行14文字 畑中 顕一



大阪農業時報800号発行おめでとう。心よりお祝い申し上げます。

私は昭和39年4月、農業会議職員として採用され、2・3年目頃から編集の一員に加わりました。当時はB5版4頁、1行15字でした。その後、見やすく、読みやすく、わかりやすく、と文字を大きくし、現在のA

800号発行に寄せて

元大阪府農業会議総務課主査 大阪商業大学特任教授 大西 敏夫

大阪農業にとって、「平成」の時代は大きな転換期といわれた。それは、府域の約半数を占める市街化区域において、平成4年から改正生産緑地度がスタ



トしたことに よる。この制

の都市農家の方々は、生産緑地地区の指定を受け「30年営農」を開始した。「令和」の時代に入ると、営農義務を終える。

幸い、平成27年、都市農業振興基本法が制定され、それを受けてこの間、「特定生産緑地指定制度」や「都市農地貸借制度」が創設されるなど、都市農地の保全・活用のための制度改善が行われた。都市農家の方々

特に、故梅森先生に執筆いただきました「随想」の数々は「名文」として忘れられません。さらに、全国農業新聞大阪版(現在は廃止)も担当。それぞれの取材で、府内全市町村を回り、多くのすばらしい農畜産物、優れた農家の人達とお会いでき、今も光栄に思っています。

現在は、デジタル全盛時代ですが、活字離れが進んでいると言われています。信頼される情報、確かな情報の提供を続けて下さいますようお願い申し上げます。

の営農継続には、これらの制度活用が欠かせない。「令和」の時代とは、改めて大阪農業の転換期を迎えたことである。「大阪農業時報」は、農業の動きをはじめ、大阪府下の農業事情や農業委員会の業務・活動をつぶさに報じてきた貴重な機関紙である。その機関紙が創刊800号を迎えるが、大阪農業・都市農業の発展のために、いつそその役割発揮を期待したい。

バブル経済・地価狂乱後の時代

平成元年(10年)

市街化区域内農地の2区分化

生産緑地法改正

昭和より続くバブル景気。平成3年の春から崩壊が始まり、株価と都市部の土地価格は暴落した。同時に為替相場が急激な円高となったことで日本企業の海外移転が進み、いわゆる産業の空洞化が進んだ。また、先進国に例を見ないほどの急速な少子高齢化が進行し、中長期的な

人口減少も予測されていた。農業委員会系統組織では、国内外からの圧力により農地の宅地化、宅地並み課税の完全実施が進められる中、「長期営農継続制度」の堅持について要請活動を展開していた頃でもある。平成2年10月には、日米構造協議における課税強化の圧力な

どに押され、政府税制調査会の答申にて、長期営農継続制度の廃止、「宅地化するべき農地」への宅地並み課税適用等が盛り込まれることとなった。平成3年2月22日、「生産緑地法改正案」が閣議決定。主な改正点は、①規模要件を一律

500平方メートル以上に、②買取申出開始期間を一律30年にした点。法の目的を公共用地の確保から緑地保全に転換した。同法は4月に公布、9月に施行。この間農委系統組織は制度周知の徹底、生産緑地の指定推進等に奔走。平成4年3月末時点で

の生産緑地希望申出は33特定市の市街化区域内農地の48%に。8月には府知事の指定承認を受けて生産緑地地区指定を告示。府内6536地区、1488鈔の生産緑地が誕生した。

大凶作・緊急輸入・市場開放問題

緊急する米情勢

平成5年産米は記録的な冷夏により作況指数75(後に74)の「著しい不良」。昭和28年産の作況指数84が戦後最低であったが、これを大きく下回る最悪の大凶作に。輸入必至の事態となった。

平成7年にはガット・ウルグアイラウインド農業合意を受け、ミニマム・アクセス米制度が創設。輸入数量枠は約43万トから徐々に増加し、12年度以降約

「国民食糧ノ確保及国民経済ノ安定ヲ図ル為食糧ヲ管理シ其ノ需給及価格ノ調整並ニ流通ノ規制ヲ行フ」ことを目的とし、戦後の食糧難の時代において大きな役割を果たした同法の廃止は、農政の一つの転換点といえる。

面積要件は五百平方メートル以上

生産緑地法改正法案決まる

一・二種の区分を廃止

政府は二月二十一日の閣議で「生産緑地法改正案」を決定した。同案の柱は①現行の第一、第二種の区分を廃止して「本化し、面積指定要件を五百平方メートルとする。②生産緑地の買い取り申し出開始期間を二十年にする」など。その概要はつぎのとおり。
今回の「改正案」で大きく変わった点は、生産緑地の面積要件。現行の概ね一種(第一種)、概ね〇・二種(第二種)を廃止し、一律に五百平方メートルとしている。もう一つの大きな改正点は、生産緑地の買取申し出の開始時期。現行法ではこの申出開始時期は第一種が指定後十年、第二種が五年を経過した時となっているが、一律二十年と大幅に延長されている。また、申出開始時期になら

なくても農業の主たる従事者が死亡もしくは重大な事故があった場合買取申し出ができるが、改正案では現行の主たる従事者に加え、農業に一定割合従事した者の死亡もしくは重大な事故の場合も買取申し出ができることとしている。
〈緑地保全重視〉
今回の改正案では、現行法が多目的保留地(公共用地)の確保を目的にしているのに対し、緑地保全を大きな目的にしている。そのため「農地

1991年(平成3年)3月号 面積要件、買取申出時期の変更を説明している

昭和61年より継続していたガット・ウルグアイラウインドの交渉期間であり、「米不足による緊急輸入を突破口として市場開放を行わせようとする内外の動きもあり、今後の展開は予断を許さない状況」であったため、各方面で自給力強化の声が高まった。系統組織では同年11月の農委会代表者会議で「いまこそわが国の米作りを大切にし、食料自給率の向上を」のスピー

ルを決議した。昭和61年より継続していたガット・ウルグアイラウインドの交渉期間であり、「米不足による緊急輸入を突破口として市場開放を行わせようとする内外の動きもあり、今後の展開は予断を許さない状況」であったため、各方面で自給力強化の声が高まった。系統組織では同年11月の農委会代表者会議で「いまこそわが国の米作りを大切にし、食料自給率の向上を」のスピー

(5)1993年(平成5年)11月10日 大阪農業時報 (昭和27年11月21日) 第4

大凶作・緊急輸入・市場開放問題

緊急する米情勢

農家に高まる不安と動揺



この十月末、農林水産省統計情報部が、同月十五日現在の平成五年産米の作況を付添いおよび水稲の収穫量を発表された。それによると、水稲の作況は、作況指数七五の「著しい不良」という結果であった。これまで、戦後最低の作況指数であったが、年産米は大きく上回ると見込まれる。戦後最悪の大凶作と見られる。この十月末、農林水産省統計情報部が、同月十五日現在の平成五年産米の作況を付添いおよび水稲の収穫量を発表された。それによると、水稲の作況は、作況指数七五の「著しい不良」という結果であった。これまで、戦後最低の作況指数であったが、年産米は大きく上回ると見込まれる。戦後最悪の大凶作と見られる。

戦後最悪の大凶作

この十月末、農林水産省統計情報部が、同月十五日現在の平成五年産米の作況を付添いおよび水稲の収穫量を発表された。それによると、水稲の作況は、作況指数七五の「著しい不良」という結果であった。これまで、戦後最低の作況指数であったが、年産米は大きく上回ると見込まれる。戦後最悪の大凶作と見られる。

1993年(平成5年)11月号 戦後最悪の大凶作により輸入必至の事態を報じた

食料・農業・農村基本法が成立

他方で規制改革圧力

平成11～20年

現在の農業政策の憲法である食料・農業・農村基本法が平成11年7月16日に施行された。

急速な経済成長、国際化の著しい進展の中、食糧自給率の低下や農業者の高齢化、農地面積の減少、農村活力の低下など、農業をめぐる情勢が大きく変化

したことを踏まえ、旧基本法から38年振りに改正されたもの。

「都市及びその周辺における農業については、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るための施策を講じる」とされ、初めて都市農業の振興について

言及された。

平成9年6月号特集「新農業基本法に期待する」では、識者から早急に都市農業の多面的な価値と役割を評価する手法を確立し、施策対応を図ることが必要であるとの意見が寄せられた。

また、同法成立の過程では様々な運動が展開され、特にJAグループに農委組織が協力して実施した「新たな基本法制定に関する1千万人署名」では、1030万人余りの署名を集め、国民合意による制定を求めた。

食料自給率低下と食の安全・安心の確保が社会問題としてクローズアップされたときでもあった。これ以降、「日本型食生活

リース方式での参入可能に

「規制改革」広がる

農業委員会法は、平成16年の改正で選挙委員の下限数が撤廃され、農業委員会の必置基準面積が引き上げ(90→200㎡)られた。この際、必置基準面積の算定から生産緑地以外の市街化区域内農地面積を除外するこ

ととなった。一方で、この頃から「規制改革」の名の下に企業参入の一層の促進、農地制度の規制撤廃及び緩和が提言されてきた。14年には経済財政諮問会議に

の確立と食料自給率向上をめざす時代」であったともいえる。国レベルの動きとは別に、府内各地域では地元産の農産物を

「構造改革特区構想」が掲げられ、15年には構造改革特区制度により一定の条件の下、農業生産法人以外のリースによる農業参入を可能とする農地法の特例が講じられた。17年には農業経営基盤強化促進法の改正で、

同様の特例措置が全国展開されている。また、政府の「食料・農業・農村政策

農政改革の時代

平成21～31年

所有から利用へ

増大する農委の役割

農水省は農地制度全般にわたる検証の取りまとめとして、20年に「農地改革プラン」等を公表。貸借を通じた農地の効率的利用の促進を明記した。

平成21年には39年ぶりとなる農地法の大改正が行われ、それまでの所有中心から、利用中心の考え方へと移った。主な改正点は、株式会社等の

解除条件付貸借による参入を可能にした点、農地の下限面積の緩和、農業生産法人の出資要件緩和など。遊休農地対策として

また、日本再興戦略で担い手へ農地面積の8割を集積する目標を掲げ、農地中間管理機構が創設されたのは平成25年のことであつた。

平成21年には39年ぶりとなる農地法の大改正が行われ、それまでの所有中心から、利用中心の考え方へと移った。主な改正点は、株式会社等の

また、日本再興戦略で担い手へ農地面積の8割を集積する目標を掲げ、農地中間管理機構が創設されたのは平成25年のことであつた。

第689号 (令和27年11月21日 第3種郵便物認可) 大阪農業時報 2010年(平成22年)1月10日(4)

特集1

改正農地法が始動

～識者に聞く 農委への期待、制度の課題～ (上)



参加規制の緩和と事後規制の厳格化を推進する農委委員 全国農業会議所 代表理事 田中 和久

今回の農地制度改正では、根幹ともいえる権利移動規制のうち貸借規制(借り手の資格制限が特例に撤廃され、一般の株式会社など農業生産法人以外の法人や農作業に常時従事しない個人による借地ができるようになる。同時に、農地の権利取得の下限面積制限も強化されるとともに、食品関連企業等との連携を強化するための農業生産法人の出資制限(構成員要件)も緩和される。入口規制が緩やかになる一方で、権利取得後の農地利

特集1 改正農地法始動

その地域で消費しようとする動きや、直売所、朝市などが盛んとなった。推進本部」は18年、一般企業等の農業参入を5年で3倍(17年度156→22年度500)とする目標を設定するなどした。農業委員会系統組織ではこの間、投機目的での農地取得防止や、家族経営とその延長線上にある農業生産法人の果たす役割等について各種要請を実施した。

2010年(平成22年)1月号 改正農地法施行に伴う特集が生まれ、役割と責務が増大した農委に期待を寄せた

(1)2016年(平成28年)4月10日 大阪農業時報

都市農業振興基本法が成立 農業委員会法は大改正へ

国民の関心が食の安心・安全に向けられる中、都市農業が果たしてきた防災、景観形成、農業理解の醸成などの多面的機能に改めて目が向けられ、平成27年4月、都市農地の存続について将来の都市像との整合を図るべく、都市農業振興基本法が制定された。

その後、都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地が「宅地化すべし」から都市に「あるべきもの」へと都市政策上の位置づけも転換された。平成28年4月1日には、法の目的が「農民の地位向上」かわった改正農業委員会法が施行。農業委員の公選制の廃止、農地利用最適化推進委員の新設、建議に代わって農地利用の最適化についての意見提出が規定され、また、全国農業会議所・都道府県農業会議の指定法人化などの大改正がなされ、農業委員会の業務が農地利用最適化であることが明確にされた。しかし農地利用最適化推進委



第136回総会であいさつする中谷会長

農業会議、新体制へ移行
新たに市町村が加入

4月1日の改正農業委員会法の施行に伴い、大阪府農業会議は非営利型一般社団法人に移行し、大阪府知事から指定を受けた農業委員会ネットワーク機構としての業務をスタートした。組織体制では、これまでの農業委員会会長・農業団体などに加え、新たに市町村が加入となった。一般社団法人法の規定により、理事と監事を設置、業務執行を行う理事会を年4回開催する。これまでの常任委員会議は理事会の下に置かれる設置審議委員会に、この委員会を引き続き、農地法等の法令業務や農政課題を踏まえ政策提案等を審議していくことになる。

3月22日開催の第336回総会は、農委法に基づき認可法人として最後の総会となった。中谷会長はあいさつで、戦後農政の方向を示した農業基本法制定をはじめ、相続税納税猶予制度の創設や農地3法の制定、認定農業者制度の創設など、農委系統組織は時代の要請に応じた制度の構築に携わってきたことを紹介、苦渋の選択を迫られた場面もあったが、長年培って



農委ネットワーク業務規程等を決定

きた組織としての立ち居振る舞いはゆるがず、常に地域の農業者の声を原点に取り組みを進めてきたことを強調した。総会では、農委ネットワーク業務の規程や平成28年度事業計画を承認し、新体制スタート。河内長野市農業委員会、改正法受け、新体制スタート。河内長野市農業(大江福昭会長)は、改選に伴い4月1日か

2016年(平成28年)4月号 農業会議は一般社団法人に移行し、 農業委員会ネットワーク機構として業務をスタートした

また、平成30年には都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行。納税猶予を受けたままで耕作権のつかない貸借を可能とする旨の税制等の改正、主たる従事者の要件見直しなどが相次いで打ち出された。これらの仕組みは都市地域で農地を将来に向けて残していくために不可欠であり、施行から今日まで、農委系統組織、JAグループが協力して農家への周知徹底を図ってきた。平成から令和へと時代は変わるが、都市農業の果た

員数については、全国一律の面積要件を課したため府内委員総数が14%減少するなど、都市地域の実態を十分に踏まえたものとは言い難い内容であった。このため、大阪府農委系統組織では都市農業振興基本法を理

2022年問題へ特定生緑制度創設 都市農地貸借円滑化法も

1992年(平成4年)の生産緑地指定から30年が経過すると、多くの生産緑地で理由のない買取申出が可能になることなどをを受け、改正生産緑地法が平成29年6月に施行された。また、平成30年には都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行。納税猶予を受けたままで耕作権のつかない貸借を可能とする旨の税制等の改正、主たる従事者の要件見直しなどが相次いで打ち出された。

す役割は変わらないどころか、ますます重要なものとなっていく。かけがえのない農地を守り、農業のあるまちづくりを実現するためにも、集落座談会等の地域の世話役としての農業委員会活動をより一層充実していかねばならない。(田村)



(1)2018年(平成30年)5月1日 大阪農業時報 第789号

生緑法改正対応進む 面積要件緩和と条例5市に 高石で特定生緑の受付開始

改正生産緑地法への各町村の対応が進んでいる。農業会議は、このほど、生産緑地の面積要件緩和に関する条例の検討状況や、農委法第38条に基づく農委の意見提出等の取り組み状況について、2月の調査結果(3月号既報)を修正。4月20日時点で取りまとめた。

意見提出実施は14農委に
農委法第38条に基づき、生産緑地地区の追加指定や面積要件の引き下げについて意見提出を実施した農委は14市町(前回調査時10市町)となった。
新たに実施したのは泉佐野市(2月20日)、羽曳野市(3月8日)、高石市(3月26日)、大阪狭山市(4月16日)の4市農委。また、岸和田市農委は2月8日に続き、2度目の意見提出を4月20日に実施した(3面に関連記事)。

面積要件緩和条例制定 新たに4市で

「都市緑地法等の一部を改正する法律」により、市町村条例で生産緑地の面積要件を300平方メートル以下に引き下げることを可能とされている。これを受け、新たに茨木市(3月26日施行)、高槻市(3月28日施行)、箕面市(4月1日施行)、東大阪市(同日施行)が条例を制定した。

また、JAから市町村長に対する要望の取り組みも進んでおり、JAいすみのが岸和田市長(4月20日)及び高石市長(4月26日)へ、生産緑地の面積要件緩和等について要請した(7面に関連記事)。

岬町で最適化交付金利用へ 委員報酬上乘せ条例を制定

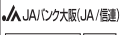
岬町は、4月1日付けで「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を制定した。同町農委(下出忠孝会長)が新体制に移行する6月3日より施行される。

2018年(平成30年)5月号
改正生産緑地法への農業委員会の対応が進み始めている



大阪府農業会議
大阪府中央農産物集荷センター3階
JA/CV大阪信託研修センター3階
電話 直通 06(6941)2701-2
http://www.agri-osaka.jp
発行人 中谷 清

年金の
お受け取りは
JAで



和暦(西暦)年	農業政策、法律、出来事	政治、経済、社会、自然
平成元(1989)年		<ul style="list-style-type: none"> ◆消費税導入(3%)。 ◆ベルリンの壁崩壊(打ち壊し)。 ◆日米構造協議開始。
平成2(1990)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「市民農園整備促進法」制定。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆バブル経済崩壊。◆雲仙普賢岳で大火砕流。
平成3(1991)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇牛肉とオレノジの輸入枠を撤廃して自由化。 ◇長期営農継続農地制度廃止、宅地並み課税完全実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆東西ドイツの統一、ソビエト連邦崩壊等による冷戦体制の終結。
平成4(1992)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇改正生産緑地法に基づく市街化区域農地の2区分化。 ◇「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新政策)公表。 	
平成5(1993)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意。コメの輸入枠設定で合意し、順次枠を拡大。 ◇「農業経営基盤強化促進法」制定。 ◇「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」制定。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆北海道南西沖地震。 ◆冷害による戦後最悪の米の大凶作、作況指数は74。日本産米価格の暴騰・米の緊急輸入。
平成6(1994)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆関空開港。◆北海道東方沖地震。 ◆阪神・淡路大震災。
平成7(1995)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」制定。 ◇「ミニマムアクセス米輸入、「食糧管理法」廃止。新たに「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(食糧法)」制定。 	
平成8(1996)年		<ul style="list-style-type: none"> ◆各地で病原性大腸菌O-157による集団食中毒が大量発生。
平成9(1997)年		<ul style="list-style-type: none"> ◆地方分権推進委員会、第2次勧告。 ◆消費税5%に引き上げ。◆山一證券自主廃業。
平成10(1998)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇農政改革大綱公表。◆大阪府農林水産部、環境保険部環境局と統合し、環境農林水産部に。 	
平成11(1999)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「食料・農業・農村基本法」を制定。 ◇社団法人日本農業法人協会設立許可。 	
平成12(2000)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「中山間地域総合整備事業」等に加えて、中山間地域等直接支払制度を開始。 ◇初めての「食料・農業・農村基本計画」を策定。供給熱量ベース食料自給率目標45%(平成22年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」施行。 ◆平成12(2000)年以降、国内でのBSE(牛海綿状脳症)の発生、残留農薬問題等により、国民の食に対する関心と不安高まる。◆鳥取県西部地震。 ◆WTOの包括的な貿易交渉、ドーハ・ラウンド開始。
平成13(2001)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇農業者年金基金法の一部改正。 ◇地方分権改革推進会議(農委組織)、総合規制改革会議(農地制度)。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地方分権改革推進会議、「農業委員会のあり方」について必置規制の撤廃または緩和、交付金の一般財源化の検討提言。◆構造改革特区法成立。
平成14(2002)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇米政策改革大綱とりまとめ。◇「大阪府新農林水産業振興ビジョン」策定。 ◇「食」と「農」の再生プラン(消費者に軸足を置いた農政展開)を公表。 ◇農業委員会に関する懇談会。 	
平成15(2003)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「構造改革特別区域法」の制定により、農地リース方式による一般法人の農業参入が可能となる。 ◇内閣府に食品安全委員会設置。農林水産省に「消費・安全局」新設。 ◇農業者年金基金、特殊法人から独立行政法人に。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆牛肉トリーサレリテリテ法、食品安全基本法など、食品安全関連5法成立。牛の個体識別を義務付ける。 ◆宮城県北部地震。 ◆新潟県中越地震。
平成16(2004)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇食糧法改正により、計画流通制度の廃止、生産調整等の見直し等。 ◇農業委員会法の一部を改正する法律制定。必置基準面積90%から200%に引き上げ。 	
平成17(2005)年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「食料・農業・農村基本計画」策定。供給熱量ベース食料自給率目標45%(平成27年度)、生産額ベース食料自給率目標76%(平成27年度) ◇経営所得安定対策等大綱決定。 ◇「農業経営基盤強化促進法」改正。農地リース方式による農業参入が全国展開。 ◇品目横断的経営安定対策。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆カナダ、BSE2例目確認。 ◆個人情報保護法全面施行。 ◆食育基本法成立。

平成 18 (2006) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇農政改革三法（農業担い手経営安定法、糖価調整法一部改正、食糧法一部改正）成立。 ◇有機農業推進法成立。 ◇水田・畑作経営所得安定対策。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆米国産輸入牛肉から特定危険部位（SRM）の骨柱確認、輸入停止。 ◆内閣府と大阪府は第1回食育推進全国大会を大阪市で開く。
平成 19 (2007) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「農地・水・環境保全向上対策」を導入。 ◇「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」制定。 ◇経済財政諮問会議が株式会社農地の所有など農政改革案。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆サンフランシスコ問題が表面化、世界的な金融危機。 ◆新潟県中越沖地震。
平成 20 (2008) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇農商工等連携促進法制定。 ◇政府の規制改革会議、「中間取りまとめ」で農業参入規制撤廃など提言。 ◇地方分権改革推進委員会、第1次勧告とりまとめ。 ◇「大阪版認定農業者制度」。 ◇大阪府「将来ビジョン」公表。「全国ブランド・大阪産（もん）オンリー1」。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中国製冷凍ギョーザによる食中毒事件発生。 ◆社保庁、宙に浮いた年金記録が2025万件と発表。 ◆国連食糧農業機関（FAO）食料サミットで食料安全保障ローマ宣言採択。 ◆岩手・宮城内陸地震。 ◆リーマンショック。 ◆経済財政諮問会議、「骨太方針2008」案発表。
平成 21 (2009) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「農地法」の改正。一般法人の農地の賃借を全国で可能となるよう措置。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆政府、「骨太方針2009」決定。 ◆民主党に政権交代。
平成 22 (2010) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「食料・農業・農村基本計画」を策定、供給熱量ベース食料自給率目標50%（平成32年度）、生産額ベース食料自給率目標70%（平成32年度）。 ◇戸別所得補償制度を導入、◇地域主権戦略大綱、農地法3条の知事許可を市町村農委へ。 ◇「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（6次産業化法）を制定。◇大阪府、「準農家制度」創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆10年ぶりに口蹄疫が発生。高病原性鳥インフルエンザに家きん、野鳥が感染。 ◆「TPP交渉参加を検討」と菅首相が発表。
平成 23 (2011) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（6次産業化法）を制定。◇大阪府、「準農家制度」創設。 ◇青年就業給付金（農業次世代人材投資事業）開始。 ◇「人・農地プラン」始まる。◇「おおさか農政アクションプラン」策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆東日本大震災。 ◆自民党政権復帰。
平成 24 (2012) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇戸別所得補償制度を廃止し経営所得安定制度へ。 ◇農水省、「攻めの農林水産業推進本部」設置。 ◇6次産業化支援の官民ファンド発足。 ◇農地中間管理機構関連2法成立。農地基本台帳法定化。 ◇飼料米栽培への補助金を拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆安倍首相を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」が首相官邸に設置。
平成 25 (2013) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇農水省、「攻めの農林水産業推進本部」設置。 ◇6次産業化支援の官民ファンド発足。 ◇農地中間管理機構関連2法成立。農地基本台帳法定化。 ◇飼料米栽培への補助金を拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業分野の国家戦略特区に新潟、養父市選定。 ◆規制改革会議、農委、農業生産法人、JAの在り方見直して「農業改革に関する意見」。 ◆消費税8%に引き上げ。◆御嶽山噴火。
平成 26 (2014) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇飼料米栽培への補助金を拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆消費増税8%に引き上げ。◆御嶽山噴火。
平成 27 (2015) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇都市農業振興基本法成立。 ◇「食料・農業・農村基本計画」を策定。 ◇多面的機能の維持・発揮を図るため、法律に基づく日本型直接支払制度がスタート。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆熊本地震。
平成 28 (2016) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇改正農委委員法施行。農委委員、任命制に。農地利用最適化推進委員新設。「農地利用最適化」が必須事務に。農業会議・全国農業会議所、一般社団法人に。 ◇都市農業振興基本計画閣議決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆熊本地震。
平成 29 (2017) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇改正生産緑地法。2022年問題で特定生産緑地制度創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆大阪北部地震。
平成 30 (2018) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇TPP11（環太平洋連携協定）発効。 ◇減反（生産調整）廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成30年7月豪雨（西日本）。
平成 31 (2019) 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇都市農地の賃借の円滑化に関する法律。 ◇H E U ・ E P A 発効。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成30年台風第21号（大阪）。

参考資料：大阪農業時報、農業委員会等制度60年史（全国農業会議所）、平成19年度食料・農業・農村白書（付表）戦後農政の流れ

南河内農委講習会

相続、最適化推進など研修

南河内地区農業委員会連合会(会長・上田幸男大阪狭山市農委会長)は2月20日、大阪狭山市文化会館で平成30年度南河内地区農業委員会講習会を開き、約200人の農業委員・農地利用最適化推進委員などが参加した。

上田地区連合会の開催あいさつ、古川照人大阪狭山市長の来賓祝辞の後、税理士の武地善治氏が「相続と相続税」をテーマに講演した。

武地税理士は法定相続や遺産分割の方法、遺留分などの相続の制度概要について説明。その上で、家族による相続方針の決定や生前贈与などの分割対策といった相続対策の進め方につ

て助言した。

特に遺言の重要性を強調。「争族」をさせないよう、家族に自分の思いを何度も伝え、子どもたちの考えを十分に聞くことが大切だとした。

続いて、農業会議・北川次長が「農業委員会が実施すべき農地利用の最適化について」報告。農地中間管理事業見直しにおいて農委の役割が法令で明確化されることを踏まえ、農業者の意向把握や「人・農地プラン」等地域の話し合い活動を推進することが強く求められているとした。(北川)

河内長野市農委改選

府内農委新体制2期目へ

河内長野市農業委員会(中谷勉会長)は、4月1日から新体制移行後、2期目を迎えた。

1日、島田市長から農業委員14人に辞令が、農地利用最適化推進委員6人に対し中谷

会長より委嘱状が交付され、20人体制となった。女性委員については、前期の1人から2人に増えた。当日、農業会議鈴木専務理事が農業委員、推進委員研修を行った。

今回の河内長野市を皮切りに、今年度中には東大阪市と交野市が、来年度には岬町を除く全ての府内農業委員会が新体制2期目を迎えることになる。こうした中で、農地利用の最適化に向けた取り組みの成果が求められ、2期目の農業委員会にはより一層の農地利用の最適化の推進に向けた活動が期待される。(沼田)

女性の力で地域農業を未来に 女性農委活動推進シンポ

第15回女性の農業委員会活動推進シンポジウムが3月6日、東京都内で開かれ、女性委員等約500人が参加した。テーマは「未来につなげよう!地域の農業と農地」。



シンポジウムには全国から女性委員が集った

開会あいさつで全国農業委員会女性協議会の横田友会長は、「女性の登用については、都道府県、市町村で取り組みに温度差があるので、皆様の活躍で登用促進を図ってほしい。ま

農地利用の最適化・都市農地制度等で研修

農業委員会職員研修会

農業会議は、2月25日に大阪市内・JABANK大阪信連事務センターで農業委員会職員研修会を開いた。

研修ではまず、全国農業会議所の伊藤嘉朗事務局長が「農業委員会組織・制度をめぐる情勢(農地利用最適化の取り組みの強化に向けて)」と題して講演。

新体制に移行した全国の農業委員会の状況について触れながら、「農地利用の最適化」を関

かけた。また、全国農業会議所の二田孝治会長は、「女性委員の割合の当初目標である10%はクリアし、次は30%。我が地域から女性委員を増やそう!という意識で頑張っていたいただきたい」と述べた。

講演では(一社)会議ファシリテーター普及協会の釘山代表が「未来の農業は明るいぞ!」これからの農業は女性の笑顔と楽しい対話が変わる」と題し、座談会で活発な議論が起きるためには笑顔が欠かせず、笑顔を大切にしようとするのが、農業だけでなく人生を変えたいと説明した。(田村)

係機関とも連携して、強力に推進していくことを求めた。

続いて、全国農業会議所の原修吉相談員が、「都市農地貸借円滑化法と都市農地の保全について」と題して講演した。円滑化法の概要に加え、固定資産税・相続税の2種類の税制上の優遇措置がなされた都市農地制度の成り立ちについての説明もあり、出席した担当者は熱心に聞き入った。

(沼田)

農業への企業誘致を考える

新規参入推進検討会議

大阪府北部農と緑の総合事務所は2月22日、茨木市内で、今年度2回目となる「北摂新規参入農業者育成推進検討会議」を開催。管内の市町をはじめ、府農政室推進課、府泉州農と緑の総合事務所、日本政策金融公庫

大阪支店、大阪府みどり公社、大阪府農業会議の担当者が出席した。

前回の検討会議では、新規参入の育成手法等の議論が行われ、第2回目となる今回は、一般企業や企業的農家の誘致方策

がテーマ。

会議では、最初に総合事務所地域政策室から企業の農業参入が多い兵庫県の事例調査の結果を報告。その後、一般企業や企業的農家の誘致方策等について意見交換が行われた。

参加した市町からは、「企業誘致までの気運は高まっているが、担い手の減少など農家の危機意識は高く、意識は徐々に

に、参加者らは熱心に聞き入っていた。

(田村)

いちごアカデミー2期スタート 1期生には新規就農者も

南河内いちごの楽園プロジェクト推進会議は2月28日、第2期いちごアカデミー開講式を開いた。同プロジェクトはいちごをテーマとした地域活性化に向けた取り組みで、府、河南町、千早赤阪村、JA大阪南が参画。アカデミーは柱の1つだ。

開会にあたり、森井府南河内農と緑の総合事務所長は「都市近郊の立地を活かして地域を大阪一のいちご産地にするべく取



それぞれの目標を胸に

り組んでいる。1期生には就農した者もあり、2期生も夢に向かって頑張っている」と呼びかけた。

1期生の岡本さん夫婦は昨年11月に河南町で就農。他のアカデミー生もそれぞれの目標に向けて進んでいる。2期生は実習生6人と聴講生32人。

開講式の後は一粒1000円の「ミガキイチゴ」を生産する株式会社GR Aの岩佐代表取締役CEOが講演。ブランド化戦略や海外販路の開拓など先進的なイチゴ経営の実情

新たに322件を認定

府農業経営計画認定審査会

変わりつつある」、「借り手があれば貸したいという農家が増えつつある」、「小規模農地でも参入してくれる企業があるのか」といった意見や質問が出された。

総合事務所では、今後とも①既存農家や組織による規模拡大と後継者確保、②農外からの新

規就農者確保と育成、③外部からの企業的農家や企業誘致の3つの方向から、関係市町・機関と共に取組を進めることとしている。

(光崎)

大阪府農業経営計画認定審査会(会長・坂本義信大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校副校長)は3月14日、大阪府庁新別館北館で「農業経営計画認定審査会」を開き、知事から諮問のあった322件の大阪版認定農業者の農業経営計画を適当であると認め、同日付で答申した。

35市町村から申請のあった322件のうち、国の認定農業者並みの水準である「経営強化型農業者」は2件、年間販売額50万円以上をめぐす「地域貢献型農業者」は296件、「エコ認証」が20件、「地域営農組織」が4件となった。

これらを年代別にみると、「60〜69歳」が108件と最も多く、次いで「70〜79歳」(105件)、「80歳〜」(37件)の順となった。

大阪版認定農業者制度は、平成20年施行の「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、地産地消等に取り組む小規模な農業者等の経営計画を認定するもの。

昨年4月には制度の改正を実施。認定タイプをこれまでの5類型から3類型として分かりやすくした。また、「新たなおおさか農政アクションプラン」を踏まえ、それぞれの農業者の経営計画実現に向けて、フォローアップなど支援策の充実を図ることとしている。

(北川)

都市農村交流を通じた活性化を

大阪農業担い手研修会

農業会議は2月20日、KKRホテル大阪で大阪農業担い手研修会を開催し、和歌山大学観光学部長の藤田武弘教授が「都市農村交流を通じた農山村再生の可能性」をテーマに講演した。

都市と農村との関係が変わりつつある。食の安全・安心への関心の高まりなどを背景に、消費者の目が地産地消、食育へと

向けられ、農業・農村への理解も「憩い・癒し・学びの場」へと変化している。農業を体験したい、地域伝統に触れたいという若い世代も増えている。農村側も、都会から来る人の力を活用しようという意識を持ち始め、都市農村交流に繋がっている。

ある農村では、繁忙期に農業体験に興味を持つ学生を受け入

直売所の課題解決へ

泉州事務所・府担い手協

府泉州農と緑の総合事務所と府担い手育成総合支援協議会は2月14日、農産物直売所の視察研修を滋賀県内で実施。直売所関係者や出荷者ら18人が参加した。

視察ではまず、滋賀県東近江市の道の駅「あいとうマーガレットステーション」を訪問。

担当者から同道の駅が環境に優しい循環型農業の拠点になっており、消費者交流イベントを頻繁に実施していることや、花の咲く時季にはSNSに投稿する写真を撮りに若者が多く来訪

すること、単価の高い果樹に力を入れることで高収益性を保っていること等の説明があった。

続いて訪問した近江八幡市の「JAグリーン近江ファーマーズマーケット」



きてか〜なでは昼以降も商品が豊富だ

「な」では、昼以降の品薄を解消する方法や、売れ残りが大量に出た場合に惣菜の材料として買い取る出荷者支援策について

の説明があり、参加者は熱心に聞き入っていた。

(田村)

れ、農作業の対価として寝食を提供する「農村ワーキングホリデー」に十数年取り組んでおり、これを契機に新規就農者が生まれた。講演では都市の農業体験農園にも話が及び、練馬区の農業体験農園の実態を調査したところ、農園利用者のリピート率は87・4%。9割以上の利用者の食卓で野菜が出る頻度が増加するなど、食に対する意識変化が見られた。この結果から、体験



出席者は熱心に聞き込んだ

農園は都市農業に対する市民理解の醸成の場として、十分機能

守口大根長さコンクール 最長は2メートル超!

守口市は1月28日、第7回守口大根長さコンクールを市役所で開催し、13団体と個人9人が出品した。

コンクールは守口大根の認知度向上と栽培普及を目的に実施。当日はもりぐち夢・未来大使の大平サブロー氏を特別審査員に迎え、多くの観覧者の笑いに包まれながら長さコンクールが行われた。

審査の結果(一部紹介)は次のとおり。

- ▽団体の部1位・さくら小学校(205センチ)、2位・特別養護老人ホーム梅香苑(200センチ)
- ▽個人の部1位・藤田義穂(172センチ)

(守口市地域振興課提供)



各々が丹精込めた守口大根を手

している」と読み取ることができ。一方、経営者側は出荷労働の削減、高い収益性等に魅力を感じている農家が多く、50歳代以下の経営主が6割以上、後継者有りが4割以上もあり、経営の将来ビジョンが見えることが後継者確保に繋がっている。こういった時代の流れの変化をうまく活用しながら、農業・農村をはじめ都市農業の将来を考へなければならぬと締め

(田村)

意見聴取案件を現地調査 営農型太陽光発電設備で

大阪府農業会議は3月22日、第36回常設審議委員会(3月)で保留となった羽曳野市の農地法第5条の規定に基づく営農型太陽光発電設備設置案件について、現地調査を実施した。

当日は、中谷清農業会議会長を班長に、河内ブロックの常設審議委員3人及び羽曳野市農業委員会尼丁会長含む4人の委員が出席。関係者から事情を聴取り、現地の状況を確認した。

調査案件は、農用地区域内農地に、営農型太陽光発電設備を設置し、太陽光パネルの下部で

柿を植栽する(3年間の一時転用)という内容。

常設審議委員会では、パネルの下部で柿を栽培することが可能なのか、平均的な収穫量の8割以上を確保できるのか、柿の植栽本数が少な過ぎるの等の意見が出た。

現地調査班は、調査班として意見をとりまとめ。柿の栽培方法は、わい化という手法で上に伸びるのを抑えて横に広がる剪定の仕方に対応。営農計画に関しては、改善が確認されたため、「農業委員会においては、

新会員・団体会員代表者紹介 豊能町長に塩川氏

3月3日、豊能町長選挙の投票が行われ、新たに塩川恒敏氏が3月4日付けで豊能町長に就任した。氏は就任日と同日付けて豊能町からの届出により、当会議の団体会員代表者に就任。



河内長野市 中谷農委会長

河内長野市農業委員会は4月1日、会長に中谷勉氏を選出。同氏は申し出により農業会議の会員に就任した。



第36回常設審議委員会

農業会議は3月15日、大阪市内・シテイプラザ大阪で第36回常設審議委員会を開いた。

営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農が適切に継続されるよう指導、助言を徹底すること」という意見を付して許可やむを得ないものと認める旨回答した。回答の内容は次のとおり。

【第1号議案】
件数 面積(平方メートル)
第5条 1 0.89
(農地区分別件数は、農用地区域内農地1件) (松岡)



第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件(高槻市、茨木市、和泉市、岸和田市、貝塚市、阪南市、堺市、富田林市、松原市、羽曳野市、八尾市、東大阪市、枚方市農業委員会会長)については、30件(2万1375平方メートル)を許可やむを得ないと認め、回答することを議決した。

羽曳野市の営農型太陽光発電

設備設置案件については、保留とし現地調査を実施する旨決定した。

回答の内容は次のとおり。
【第1号議案】
件数 面積(平方メートル)
第4条 5 3383
第5条 25 1万7992
合計 30 2万1375
(農地区分別件数は、3種農地17件、2種農地13件)

大阪府人事異動(敬称略)

【大阪府環境農林水産部】
(4月15日付け、農業関係のみ、課長級以上)

- ▽部長級
▽部長 南部 和人
- ▽次長級
▽次長 市道 泰宏

人事異動(敬称略)

【農業委員会新事務局長】

(平成31年4月1日現在)

- ▽吹田市 信田二三夫
- ▽箕面市 藤田 豊
- ▽忠岡町 橋本 珍彦
- ▽和泉市 濱田 和宏
- ▽貝塚市 亀岡 弘明

【課長級】

- ▽検査指導課長 亀井 光正
- ▽農政室参事 重光 孝保
- ▽流通対策室課長 齊藤 洋一
- ▽南河内農と緑の総合事務所 地域政策室長 田中 猛
- ▽泉州農と緑の総合事務所 地域政策室長 葉師寺 徹
- ▽中央卸売市場次長 上岡 宏

- ▽泉南市 阿波屋幸喜
- ▽阪南市 伊藤 浩二
- ▽千早赤阪村 菊井 佳宏
- ▽松原市 吉岡 秀雄
- ▽羽曳野市 岩城 泰弘
- ▽柏原市 安田 善昭
- ▽枚方市 清水 義徳
- ▽大東市 田川 愛実
- ▽堺市 小林 義継

最先端の植物工場と直売施設を視察

三島地区農業振興団体協議会

三島地区農業振興団体協議会(小原眞一郎会長)は2月27日、堺市の大阪府立大学植物工場研究センターと河内長野市の「あすかてくるで河内長野」の視察研修を実施。農業経営者会議からは会員2人、事務局1人が参加した。

植物工場研究センターでは、センター長で同大生命環境科学

研究科の増田昇教授が施設の概要説明をした後、研究センター内を見学した。

同研究センターは、平成23年から経産省や農水省の補助事業を活用して整備が進められた施設で、完全人工光型植物工場として国内でも有数の施設の一つ。現在、同施設では、研究開発と人材育成とともに、産官学

連携によるビジネスモデルの実証に取り組んでいる。その後、JA大阪南が運営する農産物直売所「あすかてくるで河内長野店」を見学。同店は地元産の農産物を中心に加工品も豊富に取り揃え、イトインコーナーや手作り総菜コーナー、精肉コーナーを設置するなど充実した売り場構成で、休日には多数の来客を誇る人気の施設である。

(辻井)



人工制御環境下で栽培されている葉物野菜

お知らせ

31年度全国農委会長大会

◇日時 5月27日(月) 13時～15時

◇場所 東京都・文京シビックホール

◇議案 「農地利用の最適化」を実現するための政策提案(案)ほか

変化にはいくつかの法則があるそうです。

①農地を売り百姓から転業して2代続いた家はない。②莫大な土地代金が入った家では必ず兄弟・親戚の骨肉の争いが始まる。③土地成金の家の主で長生きした人はいない。

だから、そうならないためにはその逆の生き方をするしかない、①楽しんで金儲けしようと考えず、②質素な生活で、③毎日汗を流して働くこと。まるで求道者のようなことをいわれるので私はあきれて「この文明の世にそこまでして百姓を守る必要がありますか」といったらこう諭されました。

「あなたはまだ若い。日本の歴史を考えてごらんさい。今

◇筆者の紹介(やました そういち)

1936年、佐賀県唐津市の農家の長男に生まれる。中学卒業後家業の農業に従事し、現在に至る。棚田60ア、ミカン50ア、野菜畑10アなど妻と耕す。農業の傍ら分筆活動を続ける。小農学会共同代表。

随想

東京都世田谷区用賀という高級住宅地に飯田勝五郎さんというお百姓が住んでいました。土地パブルで日本中が沸いていた頃、雑誌の企画でこの人を取材に行きました。土地投機でとりわけ首都圏の地価が高騰して坪2000万円の値がついた所もあり、14億円の固定資産税を納めに行く土地成金農家をパトカーが護衛したという話まであった頃でした。

飯田さんは旧地主で道路沿いに各300坪ほどのケヤキと孟宗竹の林があり、その中を敷石伝いに入っていくと現役の肥



百姓をやめない理由

山下 惣一

桶が並んだ便所があり、その奥にいまにも崩れそうな古いカヤぶきの家がありました。当時、勝五郎さんは70歳代、対する私は53歳になる九州の貧乏百姓で生意気盛りですから

そこら話が始まり、そこは場所こそ違え百姓同士ですからすっかり意気投合しました。

「どうしてこんなところで農業をやっているんですか？」と意気込んで突っ込みました。

「いけませんか」と顔を上げ「こんなところで農業をやって

もともと世田谷は東京のど田舎だったのですが関東大震災(1923年)以降裕福な人たちが都心から移住してきたのが勝五郎さんの観察によるとその